

瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）

アクアパークみずほ整備事業

優先交渉権者選定基準

令和4年9月

岐阜県瑞穂市

日本下水道事業団

目 次

1.	総則.....	1
2.	優先交渉権者選定の概要.....	2
3.	優先交渉権者の選定方法.....	4

1. 総則

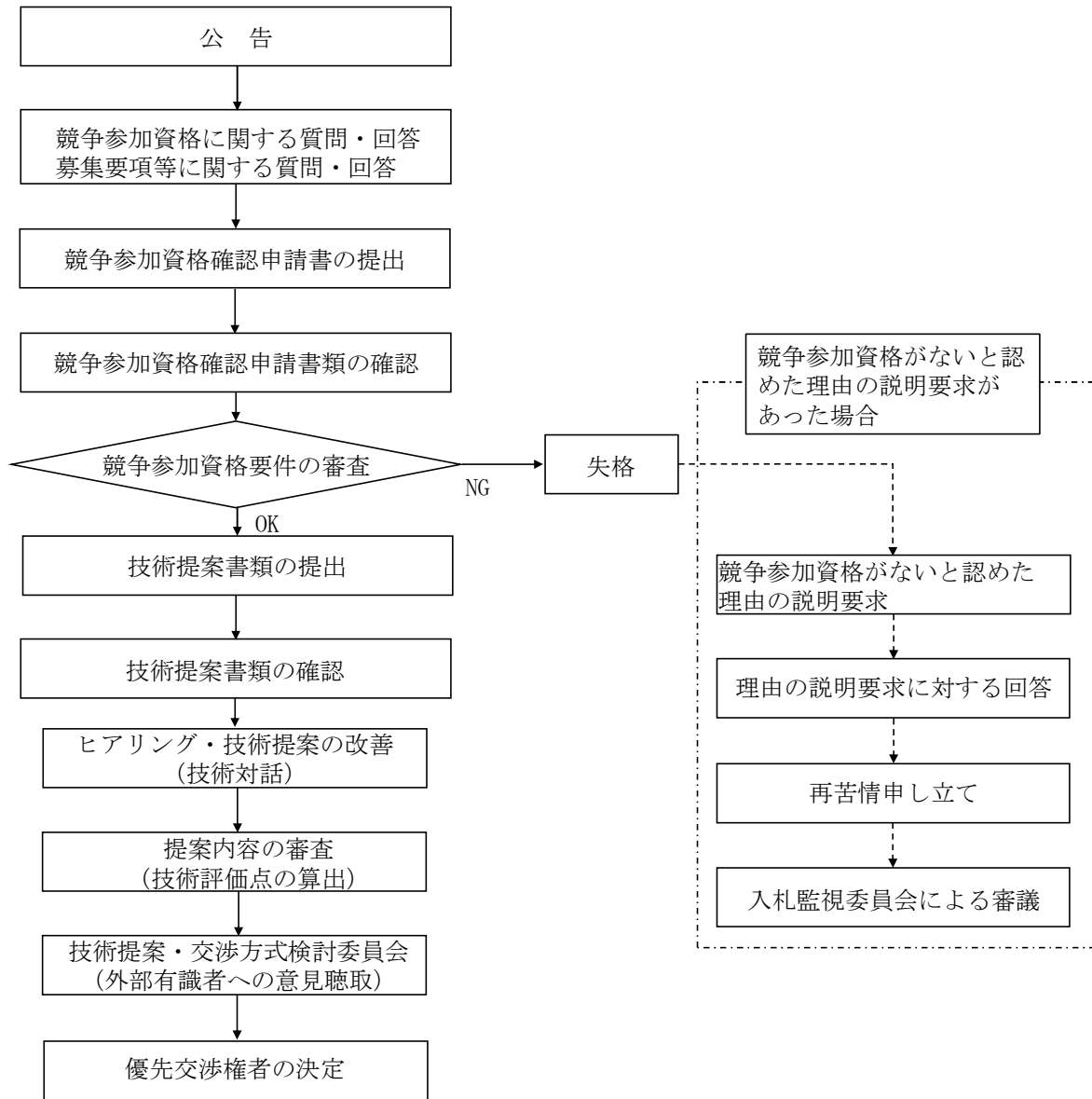
瑞穂市公共下水道(瑞穂処理区)アクアパークみずほ整備事業を実施する事業者には、本工事の設計、建設に関する専門的な知識やノウハウが求められる。そのため、優先交渉権者の選定にあたっては、技術提案・交渉方式を採用し、応募者からの技術提案内容により評価を行う。

本事業への応募にあたっては、日本下水道事業団が示す要求水準を踏まえた上で技術提案を行い、その提案が適正であることが必要である。

2. 優先交渉権者選定の概要

(1) 優先交渉権者の選定手順

優先交渉権者決定までの手順は以下のとおりとする。



図－1 優先交渉権者決定までの手順

(2) 優先交渉権者選定のための審査事項

優先交渉権者の選定は、競争参加資格要件及び技術提案内容の審査により行う。競争参加資格要件の審査は、応募者が本事業において備えるべき競争参加資格への適合性の審査を行う。技術提案内容の審査は、本事業における要求事項等との適合性の審査を行う。

(3) 技術提案内容の審査方法

応募者による技術提案内容は、事業団内部の委員会においてその内容の審査を行う。その後、外部有識者の委員により構成される技術提案・交渉方式検討委員会において、審査結果に対する意見聴取を経たうえで、優先交渉権者を決定する。

3. 優先交渉権者の選定方法

(1) 競争参加資格の審査

① 競争参加資格審査書類の確認

事業団は、本事業の応募者に提出を求めた競争参加資格確認申請書類が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

② 競争参加資格要件の審査

事業団は、応募者から提出された競争参加資格確認申請書類により、募集要項に記載した応募者が備えるべき競争参加資格要件を満たしていることを入札・契約手続運営委員会にて審査する。

募集要項に示す競争参加資格要件の具備が確認できない場合は失格とする。

表－1 審査事項及び審査内容

審査事項	審査内容
建設企業	募集要項別紙「第2. 8 建設企業の競争参加資格」の各項目
設計企業	募集要項別紙「第2. 9 設計企業の競争参加資格」の各項目

③ 競争参加資格審査の確認結果の通知

事業団は、競争参加資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

(2) 技術提案書類の確認

事業団は、応募者から提出された技術提案書類が全て揃っており、要求事項を満たしていることを確認する。

(3) 提案内容の審査

① ヒアリングの実施

応募者ごとに技術提案書及び参考見積額（概算事業費との乖離状況等）に関するヒアリングを行う。

② 技術提案の改善（技術対話）

事業団は、応募者へのヒアリング結果に基づき、応募者に対して技術提案の内容の一部を改善することにより優れた技術提案となる場合や、一部の不備を解決できる場合には、技術対話を通じて、技術提案の改善を求め、または改善の提案する機会を与えることができることとする。また、技術対話の範囲は、技術提案に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。技術対話は、技術提案を提出したすべての応募者を対象に実施する。

③ 提案内容の審査（技術評価点の算出）

事業団は応募者が提出した提案内容に対して、事業団内部の審査会において評価項目及び配点に基づき技術評価点を算出する。提案内容の審査にあたり、事業団の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、外部有識者で構成される技術提案・交渉方式検討委員会において、審査内容の妥当性について意見を聴取するものとする。

評価項目及び技術評価点の配点は、表－２のとおりとする。

表－２ 評価項目及び技術評価点の配点

評価の観点	評価項目		配点	評価種別
ア) 事業に対する理解度、取組提案	a)	事業環境・地域特性に対する理解度	10点	定性
	b)	本事業に対する取組提案	25点	定性
イ) 総合的なコスト削減に関する技術提案	c)	施設のライフサイクルコスト	30点	定量
ウ) 社会的要請への対応に関する提案	d)	SDGs 達成貢献への取組提案	5点	定性
エ) 施工上の課題に対する技術提案	e)	軟弱地盤対策の提案	15点	定性
	f)	工期の確実性への取組提案	15点	定性
合計			100点	

④ 各評価項目の評価基準及び配点

各評価項目の評価基準及び配点は表 - 3～表 - 6 に示すとおりである。

表－３ ア) 事業に対する理解度、取組提案に関する評価基準及び配点

評価項目	評価基準及び配点																											
<p>a)事業環境・地域特性に対する理解度</p>	<p>(1) 評価基準 瑞穂市が公共下水道事業を実施にあたり、本事業において考慮すべき事業環境・地域特性の理解度と取組姿勢を評価する。</p>																											
	<p>(2) 評価対象 考慮すべき事業環境・地域特性の理解度とそれらに対する取組姿勢として、以下の事項について評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設予定地周辺の土地利用状況を考慮した処理場施設の整備 ・大規模災害発生時に処理場施設が果たすべき役割 ・今回の設計・建設における公共下水道事業を通じた地元企業の活用・育成 ・その他、本事業を実施する上で考慮すべき事項 																											
	<p>(3) 評価方法及び配点 提案内容を確認し、事業の基本方針や要求水準書等が示された事業環境・地域特性等を理解した上で、それぞれの評価対象に対して有効な提案が記載されているかどうかを評価する。</p>																											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 25%;">評価対象</th> <th colspan="2" style="width: 50%;">評価指標</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">配点</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;"></th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">○ (配点×1.0)</th> <th style="width: 25%;">× (配点×0.0)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設予定地周辺の土地利用状況を考慮した処理場施設の整備</td> <td>考慮すべき事項が理解され、取組の有効性も認められる。</td> <td>理解度が不足している、取組の有効性が認められない。</td> <td>2点</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">10点</td> </tr> <tr> <td>大規模災害発生時に処理場施設が果たすべき役割</td> <td>考慮すべき事項が理解され、取組の有効性も認められる。</td> <td>理解度が不足している、取組の有効性が認められない。</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>本事業を通じた地元企業の活用・育成</td> <td>考慮すべき事項が理解され、取組の有効性も認められる。</td> <td>理解度が不足している、取組の有効性が認められない。</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>その他、本事業を実施する上で考慮すべき事項</td> <td>考慮すべき事項が理解され、取組の有効性も認められる。</td> <td>理解度が不足している、取組の有効性が認められない。</td> <td>2点</td> </tr> </tbody> </table>				評価対象	評価指標		配点		○ (配点×1.0)	× (配点×0.0)	建設予定地周辺の土地利用状況を考慮した処理場施設の整備	考慮すべき事項が理解され、取組の有効性も認められる。	理解度が不足している、取組の有効性が認められない。	2点	10点	大規模災害発生時に処理場施設が果たすべき役割	考慮すべき事項が理解され、取組の有効性も認められる。	理解度が不足している、取組の有効性が認められない。	3点	本事業を通じた地元企業の活用・育成	考慮すべき事項が理解され、取組の有効性も認められる。	理解度が不足している、取組の有効性が認められない。	3点	その他、本事業を実施する上で考慮すべき事項	考慮すべき事項が理解され、取組の有効性も認められる。	理解度が不足している、取組の有効性が認められない。	2点
	評価対象	評価指標		配点																								
○ (配点×1.0)		× (配点×0.0)																										
建設予定地周辺の土地利用状況を考慮した処理場施設の整備	考慮すべき事項が理解され、取組の有効性も認められる。	理解度が不足している、取組の有効性が認められない。	2点	10点																								
大規模災害発生時に処理場施設が果たすべき役割	考慮すべき事項が理解され、取組の有効性も認められる。	理解度が不足している、取組の有効性が認められない。	3点																									
本事業を通じた地元企業の活用・育成	考慮すべき事項が理解され、取組の有効性も認められる。	理解度が不足している、取組の有効性が認められない。	3点																									
その他、本事業を実施する上で考慮すべき事項	考慮すべき事項が理解され、取組の有効性も認められる。	理解度が不足している、取組の有効性が認められない。	2点																									
<p>b)本事業に対する取組提案</p>	<p>(1) 評価基準 本事業は、公共下水道の新規着手として、処理場施設を新設するためのものであり、早期の工事着手・完成・供用を図るため、仕様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、事業者独自の高度な技術や工法等反映が必要となっている。そのため、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に十分留意した上で公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案・交渉方式」を適用することとしている。また、本事業の事業者は、上記の契約方式の適用を踏まえ、水処理方式の技術提案を主導する機械設備工事の建設企業を代表企業とした土木・建築・機械・電気の全工種の建設企業と実施設計を行う設計企業による企業グループとしている。</p> <p>上記の契約方式、企業グループ構成を生かした取組提案により、本事業の成果をより良いものとするため、評価対象に示した項目について評価する。</p> <p>(2) 評価対象 技術提案・交渉方式の理解度や契約方式の特徴、及び企業グループ構成を生かした以下の取組の提案内容について評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案・交渉方式の適用を考慮した取組提案 ・代表企業である機械設備工事の建設企業が本事業で果たすべき役割 ・設計業務における建設企業による技術協力の方法と期待される効果 																											

評価項目	評価基準及び配点				
<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の各工種間の協力・連携の方法と期待される効果 ・建設工事における設計企業の協力と期待される効果 ・第2期以降の施設整備の効率化・高度化に向けた取組提案 ・施設の長寿命化、改築更新の容易性を考慮した施設設計・整備に向けた取組提案 ・その他、企業グループの協力・連携による有効な取組 <p>(3) 評価方法及び配点 技術提案・交渉方式の特徴を理解した上で、想定される留意事項とそれに対する取組提案が適切に記載されているかどうかを評価する。</p>	評価指標 ○ (配点×1.0) × (配点×0.0)			配点	
	技術提案・交渉方式の適用を考慮した取組提案	技術提案・交渉方式の特徴を十分に理解し、提案の有効性も認められる。	技術提案・交渉方式の特徴の理解が不足し、提案の有効性が認められない。	4点	25点
	代表企業である機械設備工事の建設企業が本事業で果たすべき役割	代表企業の役割を十分に理解し、提案の有効性も認められる。	代表企業の役割の理解が不足し、提案の有効性が認められない。	3点	
	設計業務における建設企業による技術協力の方法と期待される効果	有効な提案で効果・実現性も認められる。	提案の有効性や効果が認められない。実現性に課題がある。	3点	
	建設工事の各工種間の協力・連携の方法と期待される効果	有効な提案で効果・実現性も認められる。	提案の有効性や効果が認められない。実現性に課題がある。	3点	
	建設工事における設計企業の協力と期待される効果	有効な提案で実現性も認められる。	提案の有効性が認められない。実現性に課題がある。	3点	
	第2期以降の施設整備の効率化・高度化に向けた取組提案	有効な提案で実現性も認められる。	提案の有効性が認められない。実現性に課題がある。	3点	
	施設の長寿命化、改築更新の容易性を考慮した施設設計・整備に向けた取組提案	有効な提案で実現性も認められる。	提案の有効性が認められない。実現性に課題がある。	3点	
	その他、企業グループの協力・連携による有効な取組	有効な提案で実現性も認められる。	取組提案がない、有効性が認められない。実現性に課題がある。	3点	

表-4 イ) 総合的なコスト削減に関する評価基準及び配点

評価項目	評価基準及び配点
c)施設のライフサイクルコスト	<p>(1) 評価基準</p> <p>令和元年度に定めた下水道法の事業計画では、新たに瑞穂処理区に終末処理場としてアクアパークみずほを設置することが決定され、広い用地が必要となるが、建設費・維持管理費のトータルコストの安さ、維持管理が容易である等の理由により、水処理方式として「凝集剤併用型高度処理オキシデーションディッチ法」の導入を位置付けている。</p> <p>アクアパークみずほの建設予定地は、氾濫平野に分類されており、非常に軟弱な地盤となっている。令和2年度に実施した基本設計及び地質調査の結果、基盤面は現地盤から-23m程度であり、基礎工事費用が高額となることが想定されている。そのため、民間事業者がよりコンパクトな水処理方式を採用した場合には、大きなコスト削減を期待することができる。一方で、持続可能な下水道事業を実現するために、維持管理費等を可能な限り削減する必要もある。</p> <p>以上より、ライフサイクルコストの低減に資する水処理方式の提案を求め、提案のあった水処理方式におけるライフサイクルコストを評価する。</p> <p>(2) 評価対象</p> <p>水処理施設に関する建設費及び維持管理費の年価換算額の合計値を算出し、水処理施設のライフサイクルコストとして評価する。なお、建設費及び維持管理費の算出対象と条件は以下の通りとする。</p> <p>水処理施設の建設費は、水処理方式により大きく差が生じる土木工事・機械設備工事の工事費を事業者へ提出を求め、標準耐用年数により年価換算額を算出する。</p> <p>水処理の維持管理費は、汚水 1m³あたりのユーティリティ使用量原単位(電力、薬品)、消耗品費の提出を求め、1池あたりの日平均汚水量における年価換算額を算出する。</p> <p>※ 平成28年4月1日国水下水事第109号下水道事業課長通知「下水道施設の改築について」の別表(平成3年4月23日事務連絡別表、平成15年6月19日改正)に記載の年数</p> <p>(3) 評価方法</p> <p>技術評価点の算出は、算出したライフサイクルコストの最も低い提案者を30点とし、最も低いライフサイクルコストを基準として、基準からライフサイクルコストが1%(小数点第1位を四捨五入)上がる毎に1点減点し、基準よりも30%以上高い提案者は0点とする。</p>

表－5 ウ) 社会的要請への対応に関する技術提案に関する評価基準及び配点

評価項目	評価基準及び配点				
d)SDGs 達成貢献への取組提案	<p>(1) 評価基準 瑞穂市公共下水道（瑞穂処理区）管路施設整備事業（第1期事業計画工区）の事業者選定基準において、評価項目の1つとして「SDGs 達成貢献への取組」が採用されている他、国土交通省の直轄工事の総合評価方式において、評価項目として設定した事例も出てきている。また、瑞穂市においても、令和3年3月に策定された瑞穂市第2次総合計画において、SDGs の概念を取り入れた街づくりを推進することとしている。</p> <p>以上より、本事業の実施（設計業務及び施設建設）を通じた SDGs（持続的な開発目標）達成貢献に対する取組について提案を求め、その内容を評価する。</p>				
	<p>(2) 評価対象 本事業を進める上で、以下の事項に対する取組方法を評価する。提案は SDGs の 17 の目標のうち最大4つの目標を別々に選択し、それぞれの選択した目標に対して、取組方法の提案を求める。</p> <p>なお、提案のあった取組方法の内、処理場施設の整備に伴い必然的に達成させる目標（公共用水域の水質改善）、公共下水道の供用開始に伴い達成される目標（例、公衆衛生の改善等）、工事請負契約の増額が必要で、かつ処理場施設の供用開始後に取組成果が発現される取組（例、省エネ施設を積極的に導入する、太陽光発電設備を未利用用地に設置する等）、要求水準書に準拠する取組については対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施を通じて達成貢献に取り組む目標分野とその内容 ・取組内容の地域社会等への PR 方法 				
	<p>(3) 評価方法及び配点 評価対象として示した2つの事項について、有効な取組の提案で実現性も認められるかどうかを評価し、その評価結果により技術評価点を定めることとする。</p>				
	評価対象		評価指標		配点
			○（配点×1.0）	×（配点×0.0）	
	SDGs の目標（選択①）に係る本事業の実施を通じて達成貢献に取り組む目標分野とその内容	有効な提案で効果・実現性も認められる。	提案の有効性や効果が認められない。実現性に課題がある。	1点	5点
SDGs の目標（選択②）に係る本事業の実施を通じて達成貢献に取り組む目標分野とその内容	有効な提案で効果・実現性も認められる。	提案の有効性や効果が認められない。実現性に課題がある。	1点		
SDGs の目標（選択③）に係る本事業の実施を通じて達成貢献に取り組む目標分野とその内容	有効な提案で効果・実現性も認められる。	提案の有効性や効果が認められない。実現性に課題がある。	1点		
SDGs の目標（選択④）に係る本事業の実施を通じて達成貢献に取り組む目標分野とその内容	有効な提案で効果・実現性も認められる。	提案の有効性や効果が認められない。実現性に課題がある。	1点		
取組内容の地域社会等への PR 方法	有効な方法で実現性も認められる。	方法の有効性が認められない。実現性に課題がある。	1点		

表一六 エ) 施工上の課題に対する技術提案に関する評価基準及び配点

評価項目	評価基準及び配点																													
e) 軟弱地盤対策の提案	<p>(1) 評価基準 本事業で建設するアクアパークみずほの建設予定地の地盤は、現地盤高から約10mの範囲において、N値が0~2のシルト層で構成されており、層内には腐植物の混入が確認されている。地盤の軟弱さと計画地盤高への盛土により、中長期にわたる圧密沈下が懸念されている。 以上より、軟弱地盤に起因した地盤沈下への対策の提案を求め、その内容を評価する。</p>																													
	<p>(2) 評価対象 軟弱地盤に起因した地盤沈下対策について、以下の事項に対する取組方法を評価する。提案にはICTを活用した内容（国土交通省の取組であるi-Constructionと同等のもの）を1件以上含めること。 ・地盤沈下量の予測等、緩和策の設計検討段階における取組提案 ・本事業完了後に想定される処理場内の各施設や場内道路及び周辺地域への軟弱地盤による影響を緩和するための取組提案 ・上記の軟弱地盤対策を進める上での工程面での課題と取組提案 なお、技術提案の内容について、具体的な記述、効果及び計算根拠等のあるものにより評価対象とする。また、工期の遅延を伴う提案、関係部局及び他機関、他工事との調整・協議が必要となるものは評価対象外とする。</p>																													
	<p>(3) 評価方法及び配点 評価対象として示した3つの事項について、有効な取組の提案となっているか、課題認識が適切かを評価し、その評価結果により技術評価点を定めることとする。</p>																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象</th> <th colspan="2">評価指標</th> <th colspan="2">配点</th> </tr> <tr> <th>○ (配点×1.0)</th> <th>× (配点×0.0)</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地盤沈下量の予測等、緩和策の設計検討段階における取組提案</td> <td>有効な提案である。</td> <td>提案の有効性が認められない。</td> <td>3点</td> <td rowspan="4">15点</td> </tr> <tr> <td>本事業完了後に想定される各施設や場内道路等への軟弱地盤による影響を緩和するための取組提案</td> <td>有効な提案で実現性も認められる。</td> <td>提案の有効性が認められない。実現性に課題がある。</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>本事業完了後に想定される周辺地域への軟弱地盤による影響を緩和するための取組提案</td> <td>有効な提案で実現性も認められる。</td> <td>提案の有効性が認められない。実現性に課題がある。</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>軟弱地盤対策を進める上での工程面での課題と取組提案</td> <td>課題認識が適切で、有効な提案である。</td> <td>課題認識が不十分である。提案の有効性が認められない。</td> <td>4点</td> </tr> </tbody> </table>				評価対象	評価指標		配点		○ (配点×1.0)	× (配点×0.0)			地盤沈下量の予測等、緩和策の設計検討段階における取組提案	有効な提案である。	提案の有効性が認められない。	3点	15点	本事業完了後に想定される各施設や場内道路等への軟弱地盤による影響を緩和するための取組提案	有効な提案で実現性も認められる。	提案の有効性が認められない。実現性に課題がある。	4点	本事業完了後に想定される周辺地域への軟弱地盤による影響を緩和するための取組提案	有効な提案で実現性も認められる。	提案の有効性が認められない。実現性に課題がある。	4点	軟弱地盤対策を進める上での工程面での課題と取組提案	課題認識が適切で、有効な提案である。	課題認識が不十分である。提案の有効性が認められない。	4点
	評価対象	評価指標		配点																										
○ (配点×1.0)		× (配点×0.0)																												
地盤沈下量の予測等、緩和策の設計検討段階における取組提案	有効な提案である。	提案の有効性が認められない。	3点	15点																										
本事業完了後に想定される各施設や場内道路等への軟弱地盤による影響を緩和するための取組提案	有効な提案で実現性も認められる。	提案の有効性が認められない。実現性に課題がある。	4点																											
本事業完了後に想定される周辺地域への軟弱地盤による影響を緩和するための取組提案	有効な提案で実現性も認められる。	提案の有効性が認められない。実現性に課題がある。	4点																											
軟弱地盤対策を進める上での工程面での課題と取組提案	課題認識が適切で、有効な提案である。	課題認識が不十分である。提案の有効性が認められない。	4点																											

評価項目	評価基準及び配点																											
f)工期の確実性の取組提案	<p>(1) 評価基準 瑞穂市公共下水道の供用開始は令和8年度末を予定しており、アクアパークみずほの整備と並行して、瑞穂市は第1期の下水道法の事業計画で定められた計画区域98haの污水管路整備を進めている。そのため、事業者には、本事業の着実な工期遵守が求められる。しかし、工期遵守を進める上での二次リスクとして、工事目的物の品質低下や事故の発生が懸念されることから、これらのリスクに対する配慮が必須である。 以上より、工期遵守を確実なものとした上で、品質管理・安全管理との両立に向けた取組の提案を求め、その内容を評価する。提案にはICTを活用した内容（国土交通省の取組であるi-Constructionと同等のもの）を1件以上含めること。</p>																											
	<p>(2) 評価対象 事業全体の工程管理について、以下の事項に対する取組方法を評価する。 ・事業全体の工程とその管理の方法 ・工期遵守に向けた事業実施体制 ・工期遵守と品質管理の両立に向けた取組提案 ・工期遵守と安全管理の両立に向けた取組提案 なお、ICTを活用した提案については、要求水準書に規定した内容、関係部局（瑞穂市環境水道部下水道課除く）及び他機関、他工事との調整・協議が必要となるものは評価対象外とする。</p>																											
	<p>(3) 評価方法及び配点 評価対象として示した4つの事項について、有効な取組が記載されているかどうかを評価し、その評価結果により技術評価点を定めることとする。</p>																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象</th> <th colspan="2">評価指標</th> <th rowspan="2">配点</th> <th rowspan="2"></th> </tr> <tr> <th>○（配点×1.0）</th> <th>×（配点×0.0）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業全体の工程とその管理の方法</td> <td>有効な方法である。</td> <td>方法の有効性が認められない。</td> <td>3点</td> <td rowspan="4">15点</td> </tr> <tr> <td>工期遵守に向けた事業実施体制</td> <td>工期遵守に適切な事業実施体制と認められる。</td> <td>適切な事業実施体制と認められない。</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>工期遵守と品質管理の両立に向けた取組提案</td> <td>要求水準書に定める以上の有効な取組である。</td> <td>要求水準書に定める以上の取組ではない。</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>工期遵守と安全管理の両立に向けた取組提案</td> <td>有効な取組である。</td> <td>取組の有効性が認められない。</td> <td>4点</td> </tr> </tbody> </table>				評価対象	評価指標		配点		○（配点×1.0）	×（配点×0.0）	事業全体の工程とその管理の方法	有効な方法である。	方法の有効性が認められない。	3点	15点	工期遵守に向けた事業実施体制	工期遵守に適切な事業実施体制と認められる。	適切な事業実施体制と認められない。	4点	工期遵守と品質管理の両立に向けた取組提案	要求水準書に定める以上の有効な取組である。	要求水準書に定める以上の取組ではない。	4点	工期遵守と安全管理の両立に向けた取組提案	有効な取組である。	取組の有効性が認められない。	4点
	評価対象	評価指標		配点																								
○（配点×1.0）		×（配点×0.0）																										
事業全体の工程とその管理の方法	有効な方法である。	方法の有効性が認められない。	3点	15点																								
工期遵守に向けた事業実施体制	工期遵守に適切な事業実施体制と認められる。	適切な事業実施体制と認められない。	4点																									
工期遵守と品質管理の両立に向けた取組提案	要求水準書に定める以上の有効な取組である。	要求水準書に定める以上の取組ではない。	4点																									
工期遵守と安全管理の両立に向けた取組提案	有効な取組である。	取組の有効性が認められない。	4点																									

(4) 優先交渉権者の決定

① 優先交渉権者の決定

事業団は、技術評価点が最も高い技術提案をした応募者について、入札・契約手続運営委員会の審議を経て優先交渉権者として決定する。

② 次順位移行の交渉権者の決定

技術評価点が次順位移行となった各応募者は、次順位以降の交渉権者に決定する。